皇室事項

行幸啓御日程

御日程は、次のとおりである。

第一日　十一月十六日

皇居（坂下門）御出門

東京駅御発

名古屋駅御着

入鹿用水土地改良区事務所

入鹿池本高速道路株式会社恵那料金所

第二日　十一月十七日

お泊所　伊那華

湯多利の里

満蒙開拓平和記念館

阿智村役場

龍峡亭

りんご並木のエコハウス

りんご並木木のエコハウス

第三日　十一月十八日

お泊所　伊那華

湯多利の里

小牧市役所

名古屋駅御発

東京駅御着

還幸啓

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十月十八日午後五時二十分御出門、同四十分還幸啓になった。

三十周年記念チャリティーディナーに御出席のため、グランドハイアットリテイナーに御出席のため、東京（港区）へ行幸啓された。

御祝電

日カリユラ陛下は、エストニア国大統領ケルスティ・イルヴェス閣下の大統領就任につき、十月十七日御祝電を発せられた。

官庁発表

官庁事項

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、内閣サイバーセキュリティセンターに企画官等を置く規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、内閣サイバーセキュリティセンターに企画官等を置く規則（平成二十八年内閣サイバーセキュリティセンター規則第二号）の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十月二十一日

内閣官房副長官補　衛藤　晟一

内閣官房副長官補　野上浩太郎

内閣サイバーセキュリティセンター長　高見澤將林

内閣サイバーセキュリティセンター規則の一部を改正する規則

内閣サイバーセキュリティセンター規則（平成二十八年内閣サイバーセキュリティセンター規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「及び」を「、」に改め、「法人」の下に「（サイバー法人（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第十三条に規定する指定法人をいう。）」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年十月二十一日から施行する。

公告

諸事項

商業登記抹消公告

本店　東京都中央区築地四丁目１番20号

商号　株式会社ルミアンス

上記に係る平成26年１月31日第4519号で登記した取締役及び代表取締役の辞任登記は、同時に就任した取締役及び代表取締役の就任登記の抹消により法律で定めた取締役及び代表取締役の員数を欠くこととなり、商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第２項の規定により公告する。

平成 28 年 10 月 21 日　東京法務局

有権者申出方

元当局所属公証人石井政治の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成 28 年 10 月 21 日　東京法務局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成28年10月20日から１か月の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成 28 年 10 月 21 日

長崎地方法務局長　吉川　隆記

氏名　有地　孝之

所属する土地家屋調査士会　長崎県土地家屋調査士会

登録番号　長崎第675号

事務所の所在地　長崎県対馬市厳原町久田道1473番地

違反行為　業務外行為

登録個別信用購入あっせん業者の登録失効に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の27第１項の規定に基づく法第35条の３の23の登録の更新申請がなされず、その効力が失効したことから、法第35条の３の33第１項第１号の規定により登録の消除を行ったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 28 年 10 月 21 日　関東経済産業局長　藤井　敏彦

名　　称	株式会社ＡＭＩ
本店の所在地	東京都中央区日本橋本町４－８－15ネオカワイビル10階
登　録　番　号	関東（個）第84号
登録失効年月日	平成28年９月９日

登録個別信用購入あっせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 28 年 10 月 21 日　関東経済産業局長　藤井　敏彦

名　　称	東京コンシューマーファイナンス株式会社
本店の所在地	東京都新宿区新宿六丁目27番49号
登　録　番　号	関東（個）第93号
営業廃止年月日	平成28年８月31日

公　示　送　達

特許法第191条（商標法第77条第５項において準用する場合を含む。）第１項の規定に基づき、次のとおり公示する。

送達を受けるべき者		送達する書類	
住所	氏名	事件の表示	書類名
東京都板橋区中丸町32―１	長野　彦元	特願2012―097104	拒絶査定の謄本
神奈川県川崎市川崎区田町１丁目７番14号	徳永　智治	特願2015―077305	出願却下の処分の謄本
東京都渋谷区代々木２―33―１ライフロックスアイル204	KMgeneral合同会社	商願2015―050845	拒絶査定の謄本